

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に基づき、株主の権利を尊重し、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の向上を図っていくため、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つと認識し、その充実に継続的に取り組む事を基本的な考え方としております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みと方針を「トレックス・セミコンダクターコーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

(<https://ir.torex.co.jp/ja/vision/governance.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4

当社は、ガイドラインにおいて、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供については、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえつつ導入を検討する旨定めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、取引先との業務の円滑な推進を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有し、その保有のねらい及び合理性については、毎年、取締役会において検証致しております。

また、政策保有株式に係る議決権の行使に関しては、株主総会招集通知に記載された議案とその内容について、株主価値を毀損する可能性の有無を精査した上で、その賛否について判断しております。

原則1-7

当社では、役員や主要株主等と当社または当社子会社の取引が生じる場合には、取締役会において事前に取引条件及びその決定方法を踏まえて審議し、可否を決定しております。

原則3-1

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、中期経営計画については、決算説明会にて説明し、その説明資料を当社ホームページにて開示しています。

経営理念 <https://www.torex.co.jp/company/whats/>

決算説明会資料 <https://ir.torex.co.jp/ja/library/presentation.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページおよびコーポレートガバナンスに関する報告書において、コーポレートガバナンスに関する基本方針を開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を決定するに当たっての方針については、ガイドラインにて、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを考慮して設定すると定めております。経営陣幹部・取締役の報酬を決定する具体的な手続きについては、株主総会が決定する報酬総額の限度額を上限とし、任意の指名報酬委員会に諮問した上で取締役会にて決定しており、決定に際しては監査等委員会による意見を踏まえております。また、当社の中長期的な業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入いたしました。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社では、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針について、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬に関する検討に当たりその過半数を独立社外取締役にて構成する任意の委員会である指名報酬委員会の諮問を受ける旨、ガイドラインにて定めており、取締役会で経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっては監査等委員会による意見を踏まえております。また、社外取締役の選任に係る社外役員の選任基準については、東京証券取引所において定める独立性基準を踏まえた社外役員の独立性判断基準をガイドラインに定めております。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任指名については、株主総会招集通知に略歴及び選任理由を記載しております。

補充原則4-1-1

当社は、ガイドラインにおいて、取締役会は、経営陣の管掌職務を決定するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、当社規程に基づき決裁権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図ることと定めております。

原則4-8

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成28年6月23日開催の第21回定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社へ移行し、独立社外取締役4名の体制となりました。(本報告書提出日現在の取締役会における独立社外取締役の構成比率:44%)。

原則4-9

当社では、独立社外取締役の選任基準をガイドラインにおいて定めております。また、独立社外取締役は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献をしております。

補充原則4-11-1

取締役会は、ガイドラインにおいて、取締役会の多様性等の機関設計に係る考え方を定めております。また、取締役の選任に関する方針・手続きにつきましては、原則3-1()にて記載の通りでございます。

補充原則4-11-2

取締役の他社での兼任状況は、定時株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

補充原則4-11-3

当社は、ガイドラインにおいて、取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示することと定めており、その説明資料を当社ホームページにて開示しています。

取締役会評価の概要

https://file.swcms.net/file/torex/ja/irnews/auto_20170529487840/pdfFile.pdf

補充原則4-14-2

当社は、ガイドラインにおいて、個々の取締役に適合したトレーニングの機会を確保し、その費用の支援を行うことと定めております。

原則5-1

当社では、株主との建設的な対話を行うための方針をガイドラインにて定めております。当該方針に従い、経営企画部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、個人投資家向け説明会やスモールミーティングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------------|----------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 744,600 | 7.81 |
| 尾崎 正晴 | 679,200 | 7.12 |
| 藤阪 知之 | 498,100 | 5.22 |
| アルス株式会社 | 452,000 | 4.74 |
| 株式会社 中国銀行 | 440,000 | 4.61 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 384,800 | 4.03 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 344,000 | 3.61 |
| 芝宮 孝司 | 290,000 | 3.04 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 250,000 | 2.62 |
| 仲 剛志 | 162,000 | 1.70 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 2017年9月30日現在の状況を記載しております。
- 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入して記載しています。
- 上記の他に、当社が所有している自己株式468,338株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.91%)があります。
- 株券等の大量保有の状況に関する報告書が公衆の縦覧に供されているものの、当社として2017年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、その報告書の内容は次のとおりであります。
 - ・保有者: アセットマネジメントOne株式会社
 - ・報告義務発生日: 2017年7月31日
 - ・保有株券等の数: 739,000株
 - ・株券等の保有割合: 7.75%
 - ・保有者: 大和証券投資信託委託株式会社
 - ・報告義務発生日: 2017年9月15日
 - ・保有株券等の数: 433,400株
 - ・株券等の保有割合: 4.54%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

| | |
|---------------------|-----------------|
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 電気機器 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 11名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 4名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 4名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 池田 耕太郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 小松 熙 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 川俣 尚高 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 清水 満昭 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|-------|------|--------------|---|
| 池田 耕太郎 | | | | 同氏は、金融機関において長年の経験があり、また、事業会社において取締役を経験しており、かつ、財務及び会計に関する知識を有していることにより、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。 |

| | | | | |
|-------|--|--|--|---|
| 小松 熙 | | | | 同氏は、国際的な製造企業において要職を歴任されており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営監督機能の強化を図っていただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。 |
| 川俣 尚高 | | | | 同氏は、社外役員となること以外の方法により会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることにより、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。 |
| 清水 満昭 | | | | 同氏は、国税局において責任ある職歴を歩まれ、また、税理士として企業税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることにより、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|----------------------------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 0 | 4 | 社外取締役 |
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり | | | | |

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、その補助担当者を配置いたします。
- (2) 前号の補助担当者は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けず、また人事考課、異動、懲戒等については、監査等委員会の承認を要するとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人(あずさ監査法人)からその職務の執行状況について報告を受け、定期的に意見・情報交換を行うなど緊密な連携を図っております。

また、内部監査部門により内部監査の計画および改善状況、財務報告に係る内部統制の評価の状況等について報告を受けております。必要に応じて、内部監査計画の変更、追加監査および必要な調査等について、内部監査部門に勧告または指示を行っております。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|

| | | | | | | | | |
|------------------|---------|---|---|---|---|---|---|-------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 6 | 3 | 2 | 4 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 6 | 3 | 2 | 4 | 0 | 0 | 社内取締役 |

補足説明

経営陣幹部・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。当該委員の過半数を独立社外取締役が務めることとしており、委員会は必要に応じて開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名・報酬に係る事項について審議した上で、その結果を取締役会へ答申することとしております。

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 4名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|-----------------------------|

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬制度について
平成29年6月27日開催の株主総会において、当社の中長期的な業績及び株式価値と取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入について決議しています。

ストックオプション制度について
当社の会社業績および企業価値向上の実現に向けたインセンティブとして、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して新株予約権を付与しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するに当たっての方針については、ガイドラインにて、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを考慮して設定すると定めております。

| | |
|-----------------|-------------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他 |
|-----------------|-------------------------------|

該当項目に関する補足説明

経営を担う取締役に一定のシェアを保有させること、従業員の当社事業への参加意識を高めることを目的として、幅広い役職員を付与対象としました。

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期において、当社の取締役及び監査役に支払った役員の報酬等の額は以下の通りです。
取締役（監査等委員除く） 160,200千円
取締役（監査等委員） 20,250千円
監査役 5,187千円

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

当社の役員の報酬等の額については株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は平成28年6月23日開催の定時株主総会において年額500万円以内、監査等委員である取締役は年額400万円以内と決議しています。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、上記の報酬限度額の範囲内で、任意の指名報酬委員会に諮り、監査等委員会による意見を踏まえた上で代表取締役に一任することを取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは総務部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である経営企画部より事前配布し、社外取締役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。非常勤の監査等委員である社外取締役に対しては、常勤の監査等委員である社外取締役より重要会議の議事、結果を報告し、監査等委員会・会計監査人・内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は当社企業グループ経営における、法定事項及び重要な業務執行等、重要事項の意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。取締役会の下に取締役会決議と代表取締役社長決裁に向けての審議・決定機関としての執行会議を設け、原則として週1回開催して効率的な職務執行を図っております。監査等委員会は、同委員会が定めた監査等委員会監査基準及び監査方針・計画に従い、取締役の職務の執行を監査しております。内部監査は内部監査グループ4名が担当しており、独立した立場にて、当社及び国内・海外子会社に対して、業務監査を実施しております。また、代表取締役を委員長とし、当社取締役を常任メンバーとしたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社企業グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理を推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び業務執行と監督を分離し、経営の意思決定の迅速化による企業価値の向上を図ることを目的として、平成28年6月23日に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、4名の監査等委員(全員が社外取締役かつ独立役員)である取締役が、取締役会において議決権を有することになりますので、取締役会の監督機能強化に資するものと考えます。なお、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、ガイドラインにおいて、株主総会の招集通知に関し、株主が議案を十分に検討できるように、記載する情報の正確性を期しつつ、早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する内容を東京証券取引所及び当社のウェブサイトにて速やかに公表する旨、定めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、ガイドラインにおいて、定時株主総会の日程に関し、いわゆる第一集中日を外して設定するよう努める旨、定めております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページにてIRポリシーを公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向け説明会を年1回以上開催し、事業内容及び経営方針をわかりやすくお伝えしていくこととします。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向け説明会を半期に1回程度開催し、決算、経営方針、中期経営計画等についてお伝えしていくこととします。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外在住の大口株主が特定できる場合は、情報提供のための個別説明を実施していくこととします。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページにIR専用ページを設け、経営ビジョン、決算情報、適時開示資料、その他の投資家に有益と考えられる情報を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 社長を最高責任者とし、経営企画部が窓口となって対応いたします。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、良好かつ円満な関係の維持・強化に努めることをガイドラインにて定めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守を実践する事を「コンプライアンス経営宣言」として、「TOREX企業行動規準」を定めております。環境保全活動につきましては、「環境方針」を定め、環境保全に貢献する製品を創出することに努めております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な信頼関係を維持・発展させるため、財政状態・経営成績等の財務情報に加え、経営戦略、経営計画、取締役及び経営陣に関する情報、リスク情報等の有用性の高い情報を主体的に発信することをガイドラインにて定めております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会決議に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社（以下、TOREXグループという）共通の社内規範及び企業行動基準を制定し、取締役及び使用人等を対象範囲としたコンプライアンス規程を整備の上、周知、実践する。
- (2) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、毅然とした態度で組織的に対応する。
- (3) TOREXグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行い、財務報告の信頼性を確保する。
- (4) コンプライアンスを実践するため、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する規定の整備、コンプライアンス違反事例の調査、違反事例への対応と再発防止策の実施、教育等を実施する。
- (5) 法令・社内規定等の違反行為を早期に察知し、迅速かつ適切に是正していくことを目的に、TOREXグループ内部通報制度を導入し、その活動内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
- (6) リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反及び重要な活動等の内容を、取締役会、監査等委員会に報告する。
- (7) 内部監査部門は、企業活動の状況と法令及び社内規程等との準拠性を監査し、改善のための指導を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に関する各種の文書その他の情報については、適用法令及び社内規程に基づき適切に作成、保存、管理を行う。
- (2) 情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本方針」に基づく関連規程を整備し、情報の種類に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- (3) 保存されている文書その他の情報は、取締役が常時閲覧することが可能な状態にする。

3. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重大な影響をおよぼすリスクの発生を防止し、その影響の極小化を図るため、取締役及び使用人を対象範囲とした「リスク管理規程」その他の関連規程を整備し、リスクの管理を行う。
- (2) リスク評価を含めリスク管理を効果的かつ総合的に行うため、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの管理に関する規定の整備、リスク評価、事故への対応及び再発防止、教育等を実施する。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会は、重要なリスク情報等を取締役会、監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において「経営判断の原則」を念頭に迅速な意思決定及び取締役の効率的な職務執行を推進する。
- (2) 取締役会は、月1回の定時開催の他、必要に応じて臨時に開催され、取締役会規程に定められている事項及びその付議基準に該当する事項等全ての重要事項の審議を行うとともに経営計画等の進捗管理を実施することで、意思決定の迅速化を図る。
- (3) 取締役会の下に取締役会決議と代表取締役社長決裁に向けての審議・決定機関としての執行会議を設けて、効率的な職務執行を図る。執行会議は原則として週1回開催する。
- (4) 業務分掌及び職務権限を明確にするために、規定を整備し、取締役の効率的な職務執行を確保する。
- (5) 取締役の職務執行状況については取締役会に対し報告する。

5. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社は、TOREXグループ共通の社内規範及び企業行動基準に則り、グループ会社の管理規程を制定し、次の各号に掲げる体制を整備する。
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確保するために、子会社に関する管理規程を定め、子会社運営の重要事項決定等の統制を行う。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を確保するために、代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社子会社におけるリスク評価、事故への対応及び再発防止、教育等を実施する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するために、各子会社の業務執行に係る重要事項は、当社の取締役会にて決定し、各子会社の業務の効率性について、各子会社の取締役等を兼任する当社の取締役等による統制を図る。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社取締役等による業務執行の適正性の監視、当社内部監査部門の監査及び改善の指導並びに当社監査等委員会による監査、各子会社取締役等との意思疎通及び情報交換を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役・使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、その補助担当者を配置する。
- (2) 前号の補助担当者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、また人事考課、異動、懲戒等については、監査等委員会の承認を要する。

7. 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役、使用人等は、監査等委員会に対して法定事項に加え、以下の内容を報告する。
 - 内部監査の実施結果
 - グループ経営に影響する重要事項
 - コンプライアンス違反に関する事項
 - 監査等委員会が報告を求めた事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
- (2) 監査等委員会への報告方法のひとつとしてTOREXグループ内部通報制度を整備し、報告者を不利益扱いしないことを明記した「内部通報制度規程」を定め、周知する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するため、環境整備等について監査等委員会との十分な意思疎通を図る。また監査等委員は、効率的な監査を行なうため以下の内容を実施する。

イ) 取締役会等の重要な会議に出席し、監査等委員でない取締役の職務執行状況の監査
ロ) 重要な決裁書類の閲覧

ハ) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門等との定期的な意見交換

(2) 監査等委員が必要と認めるときは、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、通訳その他の外部アドバイザーを任用する等したうえで、必要な監査費用を支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力・団体に対し毅然とした態度で対応し、関係を根絶するため、役職員の行動規範として「TOREX企業行動規準」を定め、企業倫理及び法令遵守指針を設けております。また「反社会的勢力対策規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持しております。

反社会的勢力に対する直接的、間接的利益供与及び反社会的勢力からの被害を防ぐために、東京都知事所管の「特殊暴力防止対策連合会」への加盟を行い、関係当局からの指導をうけるとともに情報共有を行っております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

万一問題が発生した場合においても、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

